

2021.4.27 No396

おきがくろうニュース  
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239  
沖縄学校事務労働組合

連絡先

e-mail:

okigakuro2017@gmail.com  
HP:okigakuro.web.fc2.com

## 記録の千カラ～自分を守るメモ術～

### \*\* 1 メモを取られることを嫌う気持ち \*\*

漫談家の綾小路きみまろ氏による著書『失敗は、顔だけで十分です。』（PHP研究所、2006年）に、「メモを取りながら漫談を聴く観客」に対して、苦言を呈する場面があります。

「私の話は、メモをとるような話ではございません。」

(p. 4)

「どうかライブではメモをとらず、じっくりお楽しみいただきたいと存じます。」(p. 5)

個人的な話で恐縮ですが、筆者の趣味に伝統芸能の「落語」の鑑賞があります。落語家も冒頭の綾小路氏のように「メモを取りながら落語を聴く観客」を揶揄するネタを、本題に入る前のいわゆる「マクラ」として振ることがよくあります。理由としては、「落語はその場限りの話芸だから」、「噺家（はなしか）の発言を本気にする方が野暮」、「客が口演よりもメモに夢中で本末転倒」などが代表的です。このように芸人らがよく口にする「メモ嫌い」は、彼ら演芸者としての立場や心情、または広く芸能・エンタテインメント自体の性質を考えると、仕方のない面があります。

しかし、この「メモ嫌い」には、ある別の側面も考えられます。「自分の発言内容が記録されること」や「発言者としての自分の責任が明確になること」または「他者に取得された自分に関する記録を事後的に検証されること」には、上記の芸人らだけでなく、多くの人々にとっても程度の差こそあれ、ある種の「忌避感」があるようです。同様の事例として、学校事務職員のみなさんであれば、次のような経験はないでしょうか。管理者や教員への伝言を事務室窓口や電話で依頼された際に、保護者や業者から念を押すように「あなたの名前は？」と尋ねられた時。または、配達物品が学校に届いた際に、配達員から「ここに名前をフルネームで！」と受領のサイン記入を要請された時。言うなれば、自分自身のフリーハンド（自由裁量）を制約・拘束されるような「困惑した気持ち」に身に覚えはありませんか。

裏を返せば「メモを取ること」とは、将来予見しうる紛争に備えた明らかなディフェンス行為であり、かつ、相手方に誠実で一貫した対応を静かに迫るオフense行為でもあるというわけです。この一見平凡な「メモを取ること」は、現代社会において、特にビジネス面でも熱い注目を浴びています。ライブ動画などのコンテンツ制作を手がけるSHOWROOM(株)の前田裕二氏（代表取締役社長）に『メモの魔力』（幻冬舎、2018年）という著作があります。本書は「2019年に最も売れたビジネス書」であり、出版から1年以上経過した昨年の2020年のビジネス書部門でも第6位にランキングされました（トーハン調べ）。

今回の記事では、『メモの魔力』で強調された自己啓発的な側面ではなく、ひとりの労働者としての自分自身を、パワハラやセクハラから守るという目的から、「メモを取ること」の有用性を考えてゆきたいと思います。

### \*\* 2 今野晴貴『ブラック企業から身を守る！会社員のための「使える」労働法』（イースト・プレス、2018年）

\*\*

著者の今野晴貴氏（1983-）は、労働・貧困問題に取り組むNPO法人「POSSE」の代表であり、「ブラック企業対策プロジェクト」の共同代表も務める社会活動家・研究者（労働社会学・社会政策）です。年間2,000件以上の労働相談に関わり、労働問題の調査研究・政策提言に従事しています。2013年には「ブラック企業」で『「現代用語の基礎知識」選ユーキャン新語・流行語大賞』トップ10を受賞しました。著書は『ブラック企業』（文春新書、大佛次郎論壇賞）や『ブラックバイト』（岩波新書）など多数あります。

みだしの本書では、パワハラやセクハラまたは残業代未払いへの有効な対策として、「メモを取ること」を強くすすめています。まずはその該当箇所を引用紹介する前に、本書が実務や法律面で確かな内容を備えていることを、労働問題に詳しい弁護士の笹山尚人氏による書評で確認しておきましょう。

「●『労働法を使う』点に特化した良書 今野さんが『労働法のテクニック』として紹介していることは、実務法律家である私の目からみても、実践的に有用な内容である。とくに労働法については、それをどう使うかということが案外知られていない。その点に着目し、労働者の立場に立って、ブラック企業において現実に問題になりやすいテーマを選び、『労働法を使う』ということに特化した点で、本書は大変優れている。そのために、本書は、わかりやすい口語体で書かれていて、まるで隣にいる今野さんから話しかけられているように読み進められる。」

（笹山尚人「書評 今野晴貴 著『ブラック企業から身を守る！会社員のための「使える」労働法』、『POSSE [ポッセ] (2018/11 vol.40)』堀之内出版、2018年、p.97)

さて、弁護士によるオーソライズ（権威づけ）も終えたところで、早速「メモを取ること」の重要性を本書に則して紹介します。しかしながら、長文の引用はいかにも冗漫ですので、広く「記録」や「ハラスメント対策」に関連する文章を、テーマを同じくする次の4点に箇条書き形式でまとめてみました。尚、本書が書名にもあるとおり読者を「会社員」として想定しているため、たとえば「会社」は「学校」や「当局」に、「部長」は「上司」や「管理者」にそれぞれ読み替える必要があります。4点の具体的な引用元は、「pp. 26-27」、「pp. 39-40」、「pp. 140-142」にそれぞれあります。

#### （1）メモ・日記

①いつ、どこで、誰が、どのような発言をしたのか、どういった経緯でセクハラやパワハラを受けたのか、などをメモする。メモは“証拠”としての法的効力を持つ。詳細にメモすることで、証拠としての力が強くなる。

②ストーカーの場合でも、『どんなことをされたか』などと書き記したメモを警察に突きつけると、サッと動いてくれるようだ。仕事の場合もこれと同じ。

③サービス残業の場合は、出勤時刻や退社時刻、上司の指示、どんな仕事をしていたかなどを日記につける。自分自身が日記をつけているだけで有力な証拠となる。日記は、詳しくれば詳しいほど証拠能力が高くなる。

#### （2）医師による診断書

①精神的に病んでしまった場合には、医者診断書を取

得する。同じ職場環境で、同じように精神的に病んでしまった人がいた場合は、かなり有利。たとえば、ある部長の下で働く人が続々うつ病になっていく、というような職場であれば、『うつ病になるヤツが悪い』とはならず、『うつ病にさせてしまう職場・上司が悪い！』ということになりやすい。

②長時間労働の証拠と診断書があれば、裁判になったときに勝てる可能性がかなり高くなる。

#### （3）PCログイン情報・出退勤記録

①パソコンを使う会社であれば、ログインした時刻を記録する。

②会社を出るときに、『これから会社を出ます』と毎日必ず家族にメールを送る。

③労働時間は大きなポイント。出勤・退社時刻をしっかりメモする。入館記録をコピーして取っておく。実例では、過労死の裁判において、この入館記録が証拠として認められ、原告（労働者）が勝訴したこともある。

#### （4）メール・録音

①会社との電子メールでのやり取りは重要な証拠となる。これはデータ上に記録が残るからだ。会社のアドレスでやり取りを行っているなら（解雇の後にアクセスできなくなる場合）、可能なうちにやり取りの記録をプリントアウトしたり、家のメールアドレスに転送したりするなどして、電子メールを保存しておく。

②上司の発言などをICレコーダーで録音する方法もかなり使える。『これは解雇ですか？』『解雇の理由は何ですか？』などというやり取りを録音しておく。

#### \* 3 「メモを取ることは自分を守ること！\*

漫画家の藤子不二雄<sup>Ⓐ</sup>（1934-）氏に『パラソルヘンベえ』（1989-1991）という作品があり、「メモスケ」という特異なキャラクターが登場します。メモスケ君は、常にメモ帳やビデオカメラを携帯し、日々の様々な出来事を記録することで、主人公が通う学校でもクラスメイトに一目置かれる存在として描かれています。読者のみなさんの中に、パワハラやセクハラで現在苦しんでいる方はいませんか？私達もメモスケ君を見習い、心の健康や精神衛生のために、または将来の“倍返し”に備えて、今日から「メモを取ることを始めてみませんか？